

第3章 原子力災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、北陸電力から警戒事象の連絡又は原災法第10条に基づき特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

県は、国、石川県、北陸電力等に対し情報収集活動を実施し、特定事象、警戒事象又は原子力緊急事態に関する状況の把握に努めるとともに、把握した情報については分析を行い、必要に応じ、氷見市及び関係市町村に連絡する。

第1 特定事象発生情報等の連絡

1 北陸電力からの通報

北陸電力の原子力防災管理者は、志賀原発の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国、富山県、氷見市等に対して緊急事態の通報を行わなければならない。(第1章 第5節 第2「緊急事態初期における防護措置の考え方」参照)

なお、異常事態の把握においては、北陸電力は、施設の状況や放射性物質の放出状況(量、組成、継続時間等)に関する詳しい情報が得られない場合でも、得られた範囲の情報を基に速やかに該当する緊急事態区分を判断し通報するものとする。

(1) 北陸電力から警戒事象(緊急事態区分の「警戒事態」相当)発生の通報があった場合

①北陸電力の通報

北陸電力の原子力防災管理者は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合(緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象(事故・故障等に限定)が発生した場合)は、警戒事象として、原子力規制委員会に連絡するとともに、県をはじめ官邸(内閣官房)、石川県、氷見市、関係機関等への連絡に備える。

②国の連絡

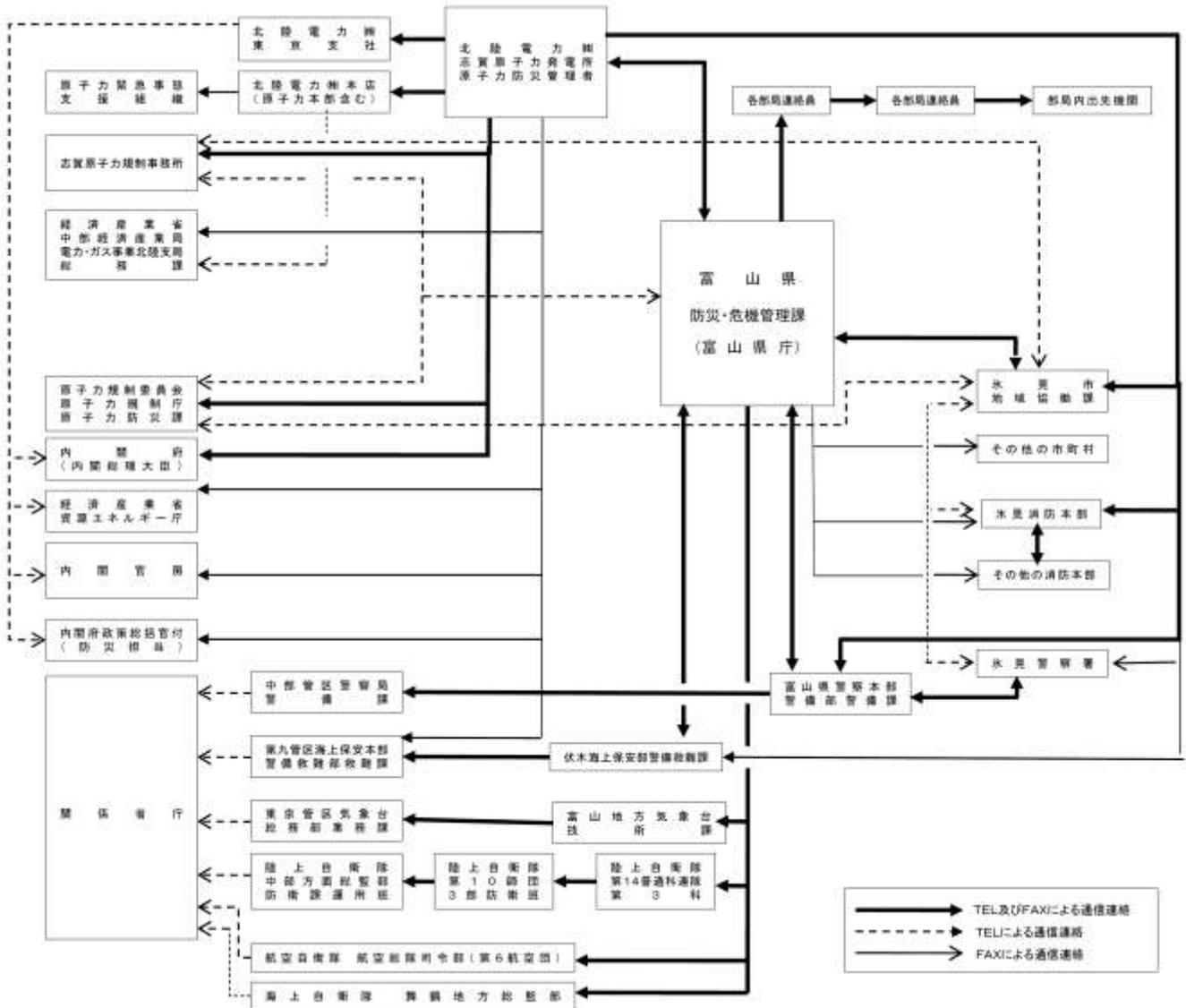
原子力規制委員会は、警戒事象の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から、関係省庁、県等に対し情報提供を行う。

③県の連絡

県は、国及び北陸電力から通報・連絡を受けた事項について、県警察、氷見市、その他の市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

(2) 北陸電力から特定事象（緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」に相当）発生 の 通報があった場合

事故通報（第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」）通報連絡系統図



① 北陸電力の通報

北陸電力の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生 の 通報を受けた場合（緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」に相当する事象が発生した場合）、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（内閣総理大臣）、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部及び伏木海上保安部等に対して、直ちに、「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式7）をファクシミリ等により一斉に送信する。さらに、送信後、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（内閣総理大臣）、氷見市及び県警察等主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、県及び氷見市は通報を受けた事象に対する北陸電力への問い合わせについては簡潔、明瞭に努める。

② 国の連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸(内閣官房)、文部科学省、内閣府(内閣総理大臣)、氷見市及び県警察に連絡する。

③ 県の連絡

県は、国及び北陸電力から通報・連絡を受けた事項について、氷見市、その他の市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

④ 原子力防災専門官の確認等

原子力保安検査官等現地に派遣された原子力規制庁の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について、速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、指定行政機関、関係省庁及び氷見市に連絡する。

2 県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

(1) 国及び北陸電力への連絡等

県は、国及び北陸電力から通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ北陸電力に確認を行う。

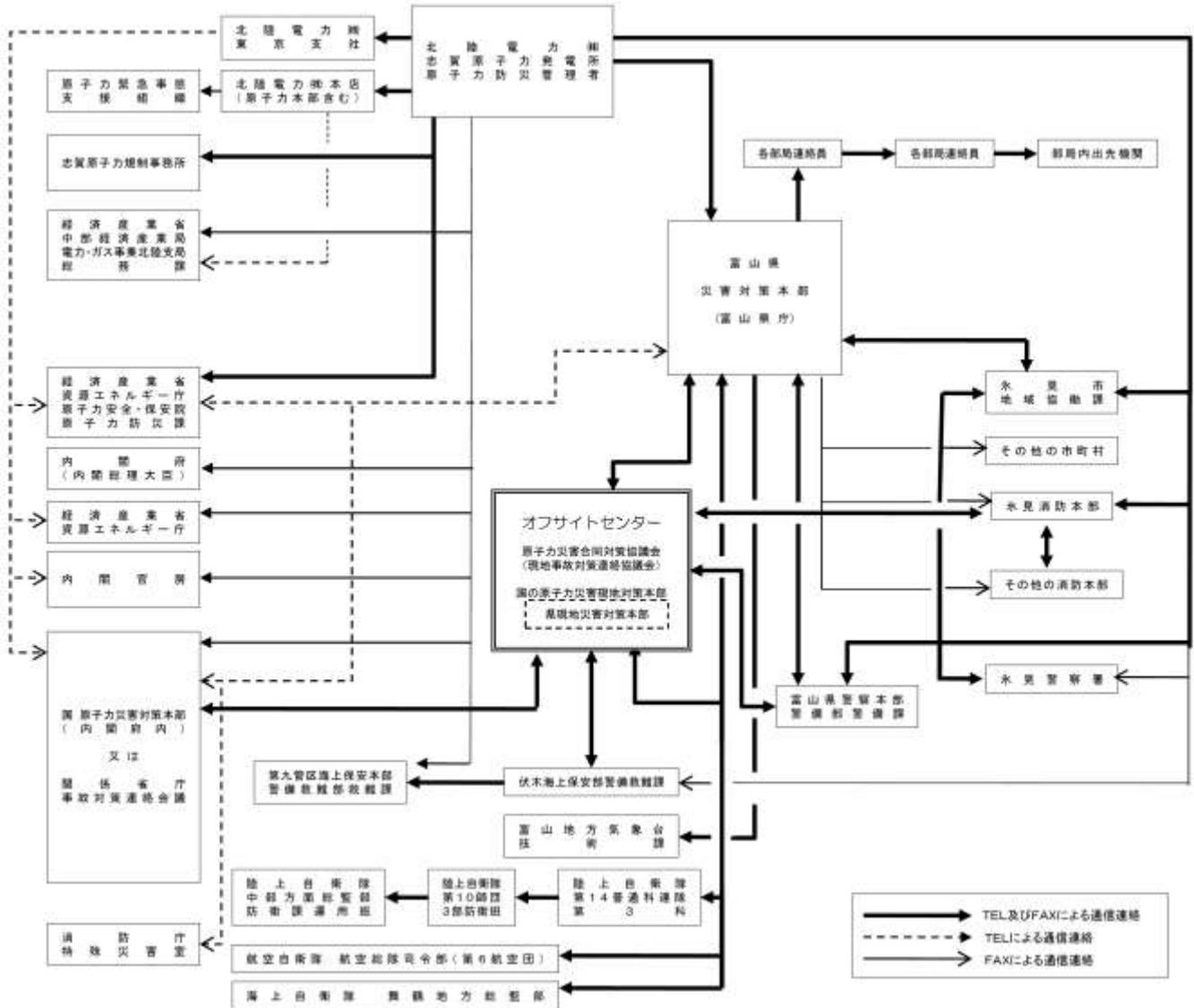
(2) 原子力防災専門官の確認等

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、北陸電力に施設の状況確認を行うよう指示し、県はその結果について速やかに連絡を受ける。

第2 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

事故通報（第2報以降）通報連絡系統図



(1) 北陸電力の通報連絡

北陸電力の原子力防災管理者は、特定事象の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急対策を行い、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部、伏木海上保安部、国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策の概要、発電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」(原子力事業者防災業務計画様式9)によりに通報連絡する。北陸電力は、放射性物質の放出状況(量、組成、継続時間等)に関する詳しい情報が得られない場合も、得られた情報は速やかに各機関に連絡する。

なお、県及び氷見市は通報を受けた事象に関する北陸電力への問い合わせについては、

簡潔、明瞭に行うよう努める。

(2) 県、国及び北陸電力との相互連絡

県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに北陸電力から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

(3) 県と関係機関等との連絡

県は、石川県、県警察、氷見市及び指定地方公共機関等との間において、原子力規制委員会及び北陸電力から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

(4) 県と国の現地事故対策連絡会議との連携

県は、国の現地事故対策連絡会議等との連携を密にする。

2 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急活動情報、被害情報等の連絡）

(1) 北陸電力の通報連絡

北陸電力の原子力防災管理者は、通報に係る事象が原子力緊急事態（緊急事態区分の「全面緊急事態」に相当する事象）に至った場合は、原子力事業者防災業務計画（第3章第3節（1））に基づき、直ちに「原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式」（原子力事業者防災業務計画様式11）により通報連絡する。

(2) オフサイトセンターにおける情報収集

原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに県、関係省庁及び指定行政機関に連絡を行う。

県及び氷見市は、国の原子力災害現地対策本部、石川県、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力及びその他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

(3) オフサイトセンターにおける情報提供

県及び氷見市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国の原子力災害対策本部に連絡する。

第3 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、県及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。県は、伝達された内容を氷見市及びその他の市町村に連絡する。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第3節 活動体制の確立

第1 県の活動体制

1 初動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置基準及び動員体制

県職員は、発電所の情報に注意し、緊急時には次表の設置基準による体制をとる。

体制	設置基準	動員対象職員
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき ・石川県において、大津波警報が発令されたとき ・原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき(緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合) ・発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると危機管理監が認めたとき 	防災・危機管理課 消防課 課員の半数程度 医務課 健康課 環境保全課 環境科学センター 広報課 県警察本部警備課 各課若干名 ・その他関係課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに災害警戒本部体制に移行しうる体制
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事象の通報を受けたとき(緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」に相当する事象が発生した場合) ・県のモニタリングポスト等で特定事象に該当する放射線量を観測したとき ・その他知事が必要と認めたとき 	防災・危機管理課 消防課 課員全員 医務課、健康課 環境保全課 環境科学センター 広報課、管財課、生活衛生課、くすり政策課、農産食品課、農業技術課 森林政策課、水産漁港課、道路課、県立学校課 小中学校課 各部局連絡課 あらかじめ指定された災害対策要員 ・各部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部体制に移行しうる体制
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 	・全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制 ・なお、勤務場所に登庁することが困難な場合は、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関

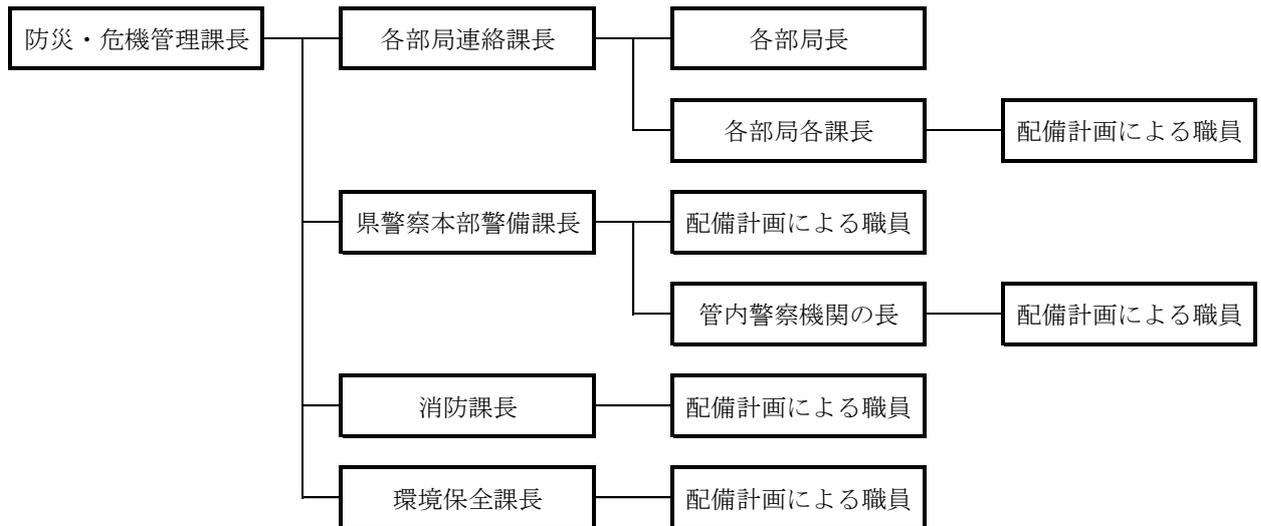
第3章 原子力災害応急対策

(2) 県職員の動員方法

ア 県職員の動員は、次の動員伝達系統図による。

イ あらかじめ指定された災害対策要員は、第3節1(1)「災害対策本部等の設置基準及び動員体制」により自主登庁する。防災・危機管理課長は、必要に応じ、「富山県総合防災情報システム」により関係職員に一斉に連絡する。

ウ 災害対策本部各部は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。

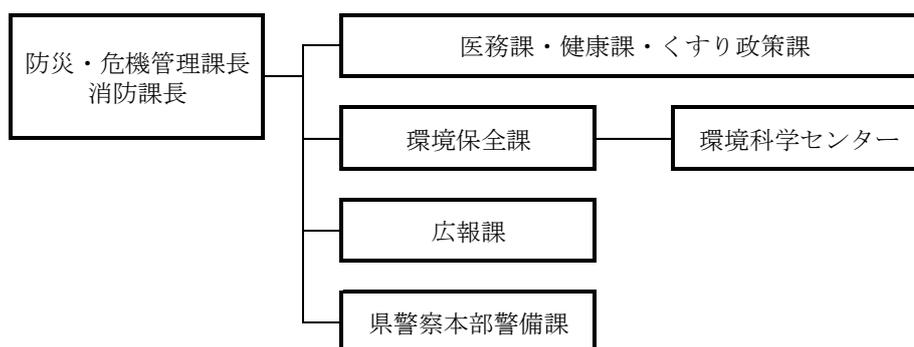


2 災害警戒本部等の設置

(1) 警戒事象対策のための体制(警戒体制)

県は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性のある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生(緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生)したとの通報を受けた場合、国(原子力規制委員会、原子力防災専門官、原子力保安検査官等)、石川県、氷見市、その他の市町村、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、災害警戒本部体制に移行できる警戒体制をとるとともに、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関にその旨を連絡する。

ア 警戒体制組織図



イ 所掌事務

課名	所掌事務
防災・危機管理課 消防課	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会、消防庁、原子力防災専門官、原子力保安検査官、氷見市、関係市町村、防災関係機関及び北陸電力との通報・連絡に関すること 事故状況の把握に関すること 警戒体制(緊急被ばく医療体制、緊急時モニタリング体制等)の総合調整に関すること
医務課	<ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療体制の準備に関すること
健康課	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害の予防に関すること
くすり政策課	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤に関すること
環境保全課 環境科学センター	<ul style="list-style-type: none"> 環境放射線モニタリングの強化に関すること 緊急時モニタリングの準備に関すること
広報課	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動に関すること
県警察本部警備課	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集に関すること

(2) 災害警戒本部の設置等

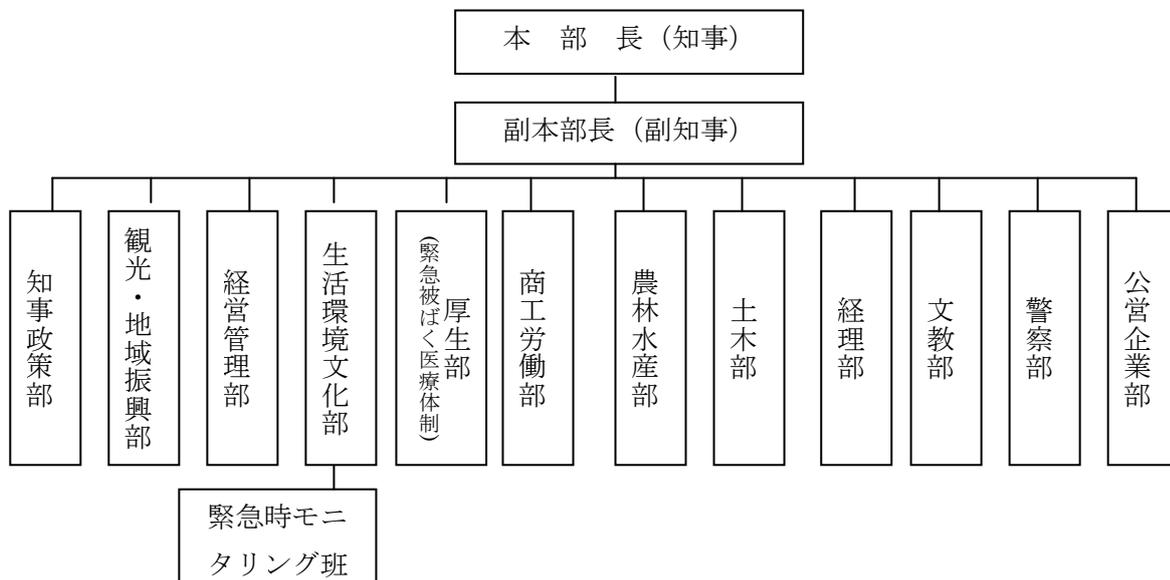
ア 災害警戒本部の設置

県は、特定事象発生(緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」に相当)の通報を受けた場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、

第3章 原子力災害応急対策

国、石川県、氷見市、その他の市町村及び北陸電力等関係機関と密接な連携を図りつつ、必要に応じ、災害警戒本部体制をとる。

(ア) 災害警戒本部組織図



(イ) 所掌事務

部名 (部長)	班名 (班長)	所掌事務
知事政策部	総務班 (防災・危機管理課長)	1 県災害警戒本部の設置、運営、及び廃止に関すること 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関すること（北陸電力の防災管理者との連絡調整を含む） 3 気象情報の収集、伝達に関すること 4 市町村に対する指示及び連絡調整に関すること 5 緊急時モニタリング班との連絡調整に関すること
	知事政策班 (知事政策局課長)	1 部内の連絡調整に関すること
	広報班 (広報課長)	1 県災害警戒本部の広報に関すること 2 報道機関を通じた県民への情報提供に関すること
観光・地域振興部	観光・地域振興班 (地域振興課長)	1 部内の連絡調整に関すること
経営管理部 (経営管理部長)	動員班 (人事課長)	1 部内の連絡調整に関すること 2 職員の動員の準備に関すること
	管財班	1 県有自動車（乗用）の配備に関すること

	(管財課長)	
生活環境文化部 (生活環境文化 部長)	県民生活班 (県民生活課長)	1 部内の災害対策の総括及び連絡調整に関すること
	緊急時モニタリン グ班 (生活環境文化部次長)	1 緊急時モニタリング班の設置に関すること 2 緊急時モニタリングの実施に関すること
厚生部 (厚生部長)	災害救助班 (厚生企画課長)	1 部内の連絡調整に関すること
	医務班 (医務課長)	1 緊急被ばく医療体制に関すること 2 医療関係機関等との連絡調整に関すること
	健康班 (健康課長)	1 スクリーニング体制の準備に関すること 2 安定ヨウ素剤に関すること
	生活衛生班 (生活衛生課長)	1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関すること
	くすり政策班 (くすり政策班長)	1 安定ヨウ素剤に関すること
商工労働部 (商工労働部 長)	商工企画班 (商工企画課長)	1 部内の災害対策の総括及び連絡調整に関すること
農林水産部 (農林水産部 長)	農林水産企画班 (農林水産企画課長)	1 部内の災害対策の総括及び連絡調整に関すること
	農産食品班 (農産食品課長)	1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関すること
	農業技術班 (農業技術課長)	1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関すること
	森林政策班 (森林政策課長)	1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関すること
	水産漁港班 (水産漁港課長)	1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関すること 2 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関すること
土木部 (土木部長)	管理班 (管理課長)	1 部内の連絡調整に関すること
	建設技術企画班 (建設技術企画課長)	1 部内の災害対策の総括に関すること
	道路班 (道路課長)	1 道路状況の把握に関すること
経理部 (出納局長)	出納班 (出納課長)	1 部内の連絡調整に関すること

第3章 原子力災害応急対策

文教部 (教育長)	教育企画班 (教育企画課長)	1 部内の連絡調整に関すること
	県立学校班 (県立学校課長)	1 県立学校等の状況把握に関すること
	小中学校班 (小中学校課長)	1 小中学校等の状況把握に関すること
警察部 (県警察本部長)	警察本部長の定めるところによる	1 部内の連絡調整に関すること
公営企業部 (企業局長)	経営管理班 (経営管理課長)	1 部内の連絡調整に関すること

イ 情報の収集

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、北陸電力等から情報を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

ウ オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じて、オフサイトセンター設営準備の協力を行う。

エ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

オ 国等との情報の共有等

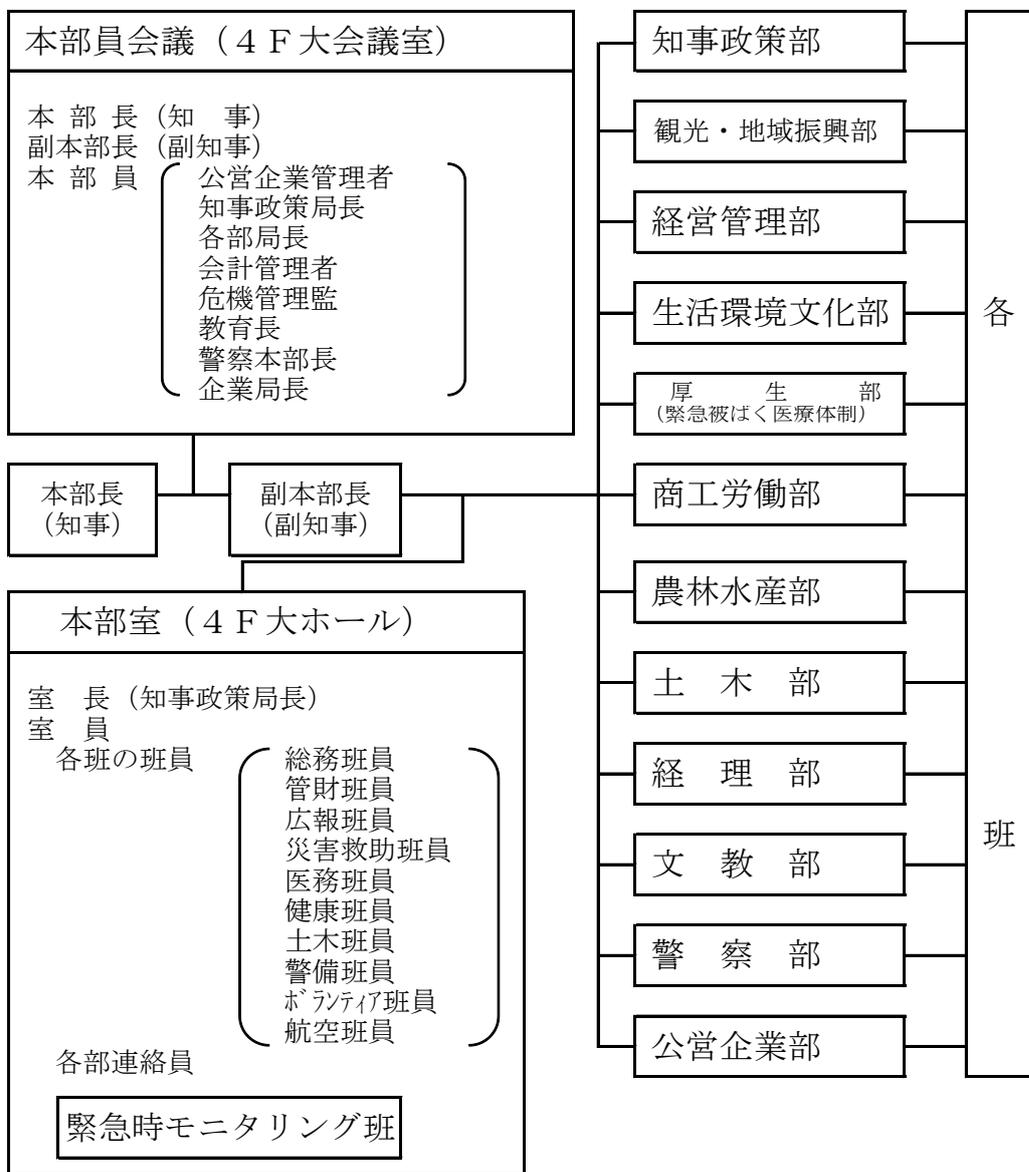
県は、派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

(3) 災害対策本部の設置等

ア 災害対策本部の設置

県は、発電所に関して、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、県庁に知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

(ア) 組織図



第3章 原子力災害応急対策

(イ) 所掌事務

災害対策本部の職名、担当職及び所掌事務

職名	担当職	所掌事務
県本部長	知事	県本部の事務を総括する
県副本部長	副知事	県本部長を補佐するとともに、県本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	公営企業管理者 知事政策局長 (危機管理監) 各部局長 会計管理者 教育長 警察本部長 企業局長	県本部長及び県副本部長の命を受けて災害応急対策計画に関する事項について調査審議する。

災害対策本部の班名、班長担当職及び所掌事務

部名 (部長)	班名 (班長)	所掌事務
知事政策部 (知事政策局長)	総務班 (防災・危機管理課長)	1 県災害警戒本部、県災害対策本部、県現地災害対策本部の設置、運営、及び廃止に関すること 2 県現地災害対策本部に対する指示及び連絡に関すること 3 合同対策協議会に関すること 4 発電所及び原子力災害の状況把握に関すること（北陸電力の防災管理者との連絡調整を含む） 5 気象情報の収集、伝達に関すること 6 国に対する報告及び専門家等の派遣要請並びに連絡調整に関すること 7 市町村に対する指示及び連絡調整に関すること 8 自衛隊の災害派遣要請及び協力期間の協力要請に関すること 9 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること 10 緊急時モニタリング班との連絡調整に関すること
	知事政策班 (知事政策局課長)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること
	広報班 (広報課長)	1 県災害対策本部の広報に関すること 2 報道機関を通じた県民への情報提供に関すること 3 被災者の総合相談に関すること

	航空政策班 地域交通班 (総合交通政策室課長)	1 緊急輸送に関すること 2 人員、物資の輸送対策に関すること
観光・地域振興部 (観光・地域振興局長)	地域振興班 (地域振興課長)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること
	観光班 (観光課長)	1 観光客の原子力災害応急対策に関すること
	国際・日本海政策班 (国際・日本海政策課長)	1 外国人の原子力災害応急対策に関すること
経営管理部 (経営管理部長)	動員班 (人事課長)	1 部内の連絡調整に関すること 2 職員の動員に関すること 3 職員の健康管理に関すること(被ばく管理) 4 災害従事職員の公務災害に関すること
	管財班 (管財課長)	1 県有自動車(乗用)の配備に関すること 2 災害時における通信の確保に関すること
生活環境文化部 (生活環境文化部長)	県民生活班 (県民生活課長)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること 2 生活環境対策の総括に関すること
	ボランティア班 (男女参画・ボランティア課長)	1 災害時におけるボランティア活動に関すること
	環境政策班 (環境政策課長)	1 災害時の廃棄物の処理対策に関すること 2 放射性物質の付着した廃棄物(廃棄物処理法の対象となる廃棄物に限る。)の処分に関すること
	緊急時モニタリング班 (生活環境文化部次長)	1 緊急時モニタリング班の設置に関すること 2 緊急時モニタリングの実施に関すること
厚生部 (厚生部長)	災害救助班 (厚生企画課長)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること 2 災害救助活動の総括に関すること 3 災害時要援護者に係るとりまとめに関すること 4 被災者に対する生活保護及び法定外援助に関すること(見舞金品の取扱いを含む)
	高齢福祉班 (高齢福祉課長)	1 被災高齢者の援護に関すること 2 老人福祉施設等の原子力災害対策に関すること
	児童青年家庭班 (児童青年家庭課長)	1 被災児童の援護に関すること 2 児童福祉施設の原子力災害対策に関すること

第3章 原子力災害応急対策

	障害福祉班 (障害福祉課長)	1 被災障害者の援護に関する事 2 障害福祉施設の原子力災害対策に関する事
	医務班 (医務課長)	1 緊急被ばく医療体制に関する事 2 医療機関等との連絡調整に関する事 3 緊急被ばく医療派遣チームとの連絡調整に関する事
	健康班 (健康課長)	1 被災者の健康管理に関する事 2 スクリーニング体制に関する事 3 安定ヨウ素剤に関する事 4 被ばくに係る長期の健康調査に関する事 5 被災障害者の援護に関する事 6 障害福祉施設の原子力災害対策に関する事
	生活衛生班 (生活衛生課長)	1 飲食物の摂取制限の指示に関する事 2 愛護動物の救護に関する事 3 緊急時モニタリングへの協力に関する事
	くすり政策班 (くすり政策班長)	1 安定ヨウ素剤に関する事
商工労働部 (商工労働部長)	商工企画班 (商工企画課長)	1 商工業関係資材等の緊急輸送手配の総括に関する事 2 電力需給の状況把握に関する事
	経営支援班 (経営支援課長)	1 商工業製品等の風評被害対策に関する事
農林水産部 (農林水産部長)	農林水産企画班 (農林水産企画課長)	1 農林水産関係の災害対策の総括に関する事 2 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事
	農産食品班 (農産食品課長)	1 農作物の出荷制限等に関する事 2 農作物の風評被害対策に関する事 3 緊急時モニタリングへの協力に関する事 4 災害時の応急食料(農産物)の調達についての協力に関する事
	農業技術班 (農業技術課長)	1 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限等に関する事 2 家畜、畜産物及び飼料の風評被害対策に関する事 3 家畜の避難・処分等に関する事 4 緊急時モニタリングへの協力に関する事
	農村整備班 (農村整備課長)	1 農地の放射性物質における汚染対策(除染)に関する事
	森林政策班 (森林政策課長)	1 林産物の出荷制限に関する事 2 林産物の風評被害対策に関する事 3 森林の放射性物質による汚染対策(除染)に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> 4 林産物の放射性物質による汚染対策（除染）に関すること 5 緊急時モニタリングへの協力に関すること
	水産漁港班 (水産漁港課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 水産物の出荷制限等に関すること 2 水産物の風評被害対策に関すること 3 緊急時モニタリングへの協力に関すること 4 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関すること
土木部 (土木部長)	管理班 (管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること
	建設技術企画班 (建設技術企画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の災害対策の総括に関すること
	道路班 (道路課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路交通（緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路等）の確保に関すること
	港湾班 (港湾課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急物資の輸送に係る港湾の使用に関すること
	建築住宅課 (建築住宅課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅対策に関すること
経理部 (出納局長)	出納班 (出納課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 義援金の出納及び保管に関すること
	総務会計班 (総務会計課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の購入等の契約に関すること 2 義援物品の出納及び保管に関すること
文教部 (教育長)	教育企画班 (教育企画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内職員の動員に関すること 2 教育関係施設の災害対策に関すること 3 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること
	県立学校班 (県立学校課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 県立学校等における児童及び生徒の避難に関すること 2 県立学校等に避難所を開設することについての協力に関すること
	小中学校班 (小中学校課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 小中学校等における児童及び生徒等の避難に関すること 2 小中学校等に避難所を開設することについての協力に関すること
	体育・保健班 (スポーツ・保健課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の避難に関すること 2 原子力防災についての教育に関すること 3 学校給食のモニタリングに関すること
警察部 (県警察本部長)	警察本部長の定めるところによる	<ul style="list-style-type: none"> 1 立入制限措置等の実施、避難等の誘導及び警戒配備に関すること 2 交通秩序の維持に関すること
公営企業部 (企業局長)	経営管理班 (経営管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること

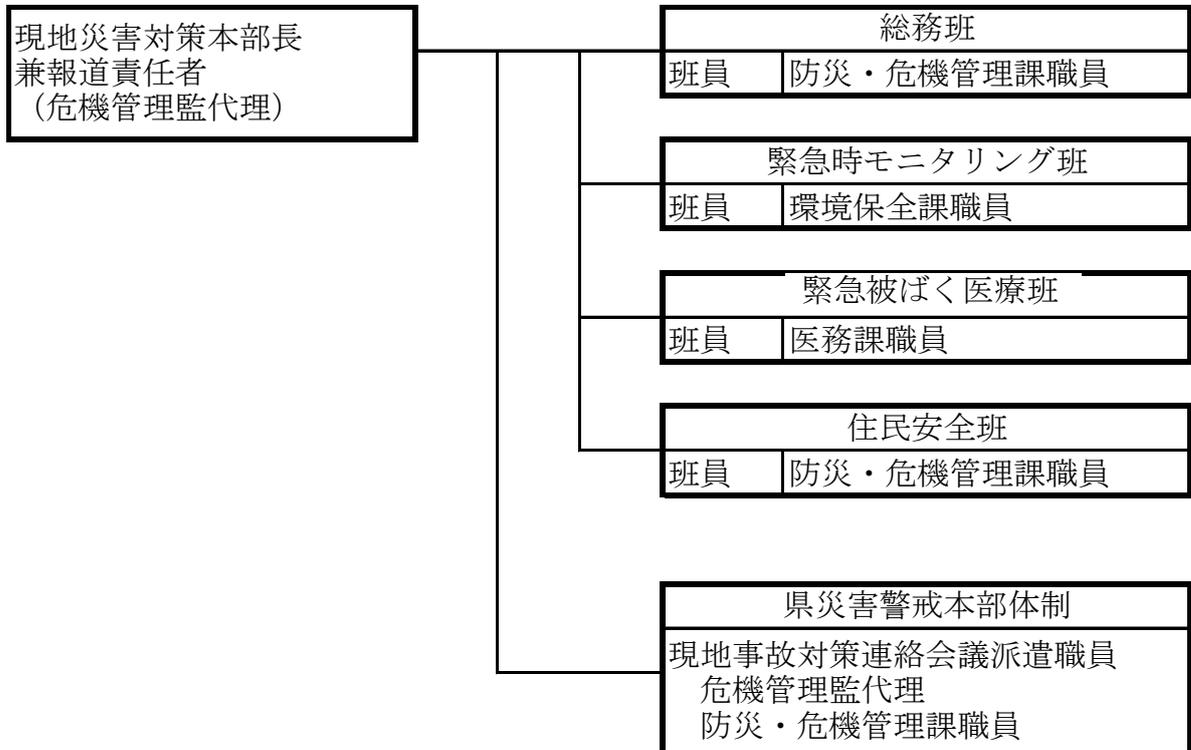
※ 災害対策本部に係る組織、構成、所掌事務等については、上記に定めるもののほか、富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規定別表1に定めるものとする。

第3章 原子力災害応急対策

イ 現地災害対策本部の設置

県は、原則として、あらかじめ定められた職員を長とする現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置する。

(ア) 組織図



(イ) 業務分掌

現地災害対策本部の職名、担当職及び所掌事務

職名	担当職	所掌事務
現地災害対策本部長 兼報道責任者	危機管理監代理	現地本部の事務を総括する

現地災害対策本部の班名及び所掌事務

班名	所掌事務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県現地災害対策本部の運営に関すること 2 県災害対策本部との連絡調整に関すること 3 県現地災害対策本部員会議に関すること 4 現地事故対策連絡会議又は国の原子力災害対策本部との連絡調整に関すること 5 合同対策協議会総括班、広報班、住民班安全班との連絡調整に関すること 6 災害情報の収集及び伝達に関すること 7 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡・調整に関すること 8 その他現地災害対策本部長が指示する事項について
緊急時 モニタリング班 (県災害対策本部より派遣)	<ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会放射線班との連絡・調整に関すること 2 緊急時モニタリングに関すること 3 放射線影響評価解析に関すること 4 その他現地災害対策本部長が指示する事項について
緊急被ばく医療班 (県災害対策本部より派遣)	<ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会医療班との連絡・調整に関すること 2 緊急時医療措置に関すること 3 県及び関係市町村の防災業務関係者の被ばく管理に関すること 4 その他県現地災害対策本部長が指示する事項について
住民安全班	<ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会住民安全班との連絡・調整に関すること 2 生活必需物資の供給に関すること 3 飲食物の摂取制限等に関すること 4 立入制限、交通規制等に関すること 5 住民等からの避難等に関すること 6 住民等からの問い合わせに関すること 7 その他県災害対策本部長が指示する事項に関すること

3 災害対策本部体制等の解除基準

警戒体制、災害警戒本部及び災害対策本部の解除基準は、概ね次のとおりとする。

体 制	解 除 基 準
警戒体制	(1) 発電所の事故が終息することにより、警戒体制をとる必要がなくなったと知事が認めたとき (2) 災害警戒本部体制に移行したとき
災害警戒本部体制	知事が、次の措置を取ったとき (1) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したことにより、県本部を廃止したとき。 (2) 災害対策本部に移行したとき。
災害対策本部体制	知事が、次の事由により県災害対策本部を廃止したとき。 (1) 原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したとき。

4 他の災害対策本部との連携

県は、複合災害が発生した場合において、各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行う。

第2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県及び氷見市は、あらかじめ定められた職員をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、県及び氷見市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、防災対策に従事させるとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

原子力災害合同対策協議会の概要図（「原子力災害対策マニュアル」原子力防災会議より）



第3 専門家の派遣要請

県及び氷見市は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国に対し、専門家の派遣を要請するとともに、他の地方公共団体、北陸電力等に装備、資機材、人員等の応援を求める。

第4 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行う。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は氷見市から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。

県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請する。

2 職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第5 自衛隊の派遣要請等

1 職員の派遣要請等

知事は、国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の原子力災害派遣要請の必要があると認める場合又は氷見市長から要請があった場合は、直ちに自ら派遣を要請する。

また、国の原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請する。

2 要請先

自衛隊	住所	TEL
陸上自衛隊中部方面総監	〒921-8520 石川県金沢市野田町 1-8	076-782-0001
海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-8510 京都府舞鶴市余部下 1190	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊 267	0761-22-2101

3 自衛隊の救助活動

自衛隊が原子力災害派遣時に実施する救援活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急時モニタリングの支援
- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 遭難者等の搜索救助
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療・救護
- (7) 緊急時スクリーニング及び除染

(8) 人員及び物資の緊急輸送

第6 海上保安部への要請

知事は、必要に応じ、伏木海上保安部に対して、海上における次の活動を要請する。

- (1) 救助・救急
- (2) 避難の援助
- (3) 治安の確保
- (4) 緊急時モニタリングの支援
- (5) その他知事が必要と認める事項

第7 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

県、氷見市及びその他の市町村は、初動段階における避難区域の住民避難の完了後の段階において、国が原子力災害対策本部に設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染の推進等を行う。

第8 防災業務関係者の安全確保

県、氷見市及びその他の市町村は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

2 防護対策**(1) 防護資機材の装備**

県は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を取るよう指示する。

また、氷見市及びその他の市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

(2) 防護資機材の調達

防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行う。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

3 防災業務関係者の放射線防護

(1) 防災業務関係者の防護指標

防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

(2) 県職員の被ばく防護と健康管理

県は県職員の被ばく防護策を講じ、防災業務の特殊性を考慮した管理を行う。

(3) 被ばく管理と除染

県の放射線防護を担う班は、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行う。

(4) 専門医療機関等の協力要請

県の本部の放射線防護を担う班及び緊急時モニタリング班は、国の緊急時医療本部及び緊急被ばく医療派遣チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の追加派遣要請を行う。

(5) 情報交換

県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、石川県、氷見市、その他の市町村及び北陸電力等と相互に密接な情報交換を行う。

第4節 緊急時モニタリング

第1 緊急時モニタリング体制

1 緊急時モニタリング班の設置

県は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合は、緊急時モニタリング班を設置する。

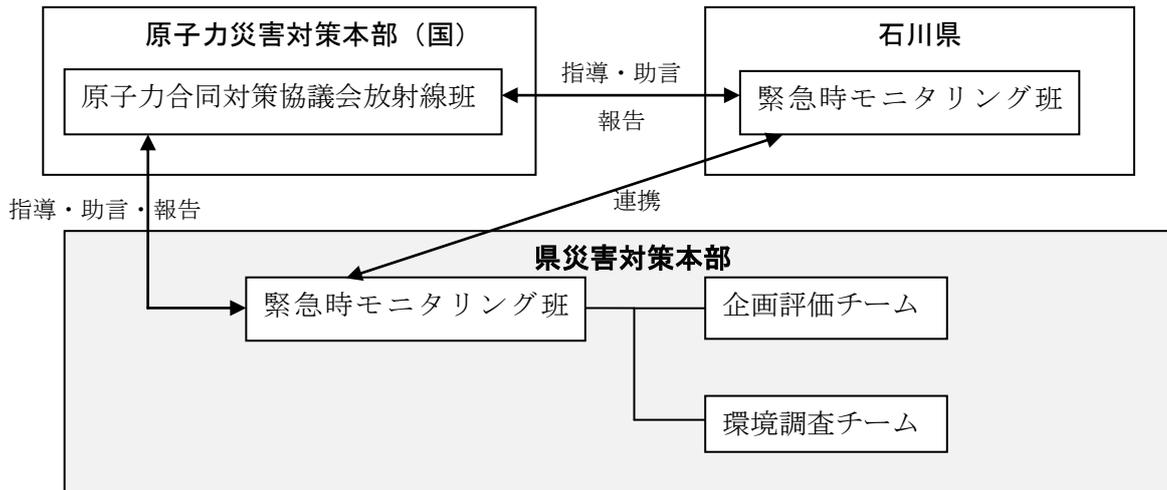
2 合同対策協議会への職員の派遣

県は、合同対策協議会放射線班に職員を派遣し、連携をとる。

3 緊急時モニタリング班の組織及び業務

(1) 緊急時モニタリング班の組織

緊急時モニタリング班の組織は、次のとおりとする。



(2) 緊急時モニタリング班の業務

緊急時モニタリング班の構成、業務内容等は、次のとおりとする。

構成	業務内容	備考
班長（生活環境文化 部次長）	1 緊急時モニタリング班を指揮し、緊急時モニタリング業務を総括すること 2 各チームの班員をあらかじめ定めておくこと	
企画評価チーム	1 合同対策協議会放射線班との連絡・調整に関すること。 2 緊急時モニタリング計画の策定 3 モニタリング要員の配置及び資機材の配置 4 放出源情報の確認 5 気象情報の解析及び予測 6 モニタリングデータの解析評価 7 空間放射線量率の予測地図の作成 8 大気中の放射性物質の濃度の予測地図の作成 9 住民等の予測線量の算定 10 住民等が実際に被ばくした線量の解析評価	解析評価結果を班長に報告する。
環境調査チーム	1 環境放射線観測局による監視測定 2 サーベイメータ、モニタリングカー等による空間放射線料率の測定 3 大気中及び環境試料中の放射性物質の濃度の測定 4 大気中の放射性ヨウ素及び大気中の放射性物質の捕集並びに測定 5 環境試料の採取及び測定	調査結果を企画評価チームへ報告する。

第2 初動段階の緊急時モニタリングの実施

県は、国又は北陸電力から警戒事象発生の連絡・通報を受けた場合には、平常時のモニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を強化し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡する。また、県は、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針等に基づく緊急時モニタリング計画により、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。

さらに、県は、原子力規制委員会及び北陸電力と連携し、緊急時モニタリング実施計画*に基づき、初動段階の確実かつ計画的な緊急時モニタリングを実施する。

- * 緊急時モニタリング実施計画…緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、特定事象発生時に、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ策定

第3 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

国の原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。

県は、石川県、関係省庁、北陸電力等とともに、会議に参画し、改定に協力する。

第4 緊急時モニタリングの実施

県は、特定事象（原災法第10条事象）の通報があった段階で、国の原子力災害対策本部の総合調整の下、石川県と連携し、緊急時モニタリングを実施する。また、その結果をとりまとめ、国の原子力災害対策本部に報告し、必要に応じて、関係省庁にも報告する。

第5 モニタリング結果の共有及び公表

県は、国及び石川県と連携し、モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有する。

また、県及び石川県双方のホームページ上に、両県のモニタリング情報を全て表示するなど、連携した情報提供を行うものとする。

県は、緊急時モニタリングの結果及びその評価について、氷見市又はその他の市町村に連絡する。

第6 SPEEDIによる放射性物質の放出状況の推定

国は、緊急時モニタリング等によって得られた空間放射線量率等の値に基づきSPEEDI等の大気中拡散シミュレーションを活用した逆推定の手法等により、可能な範囲で放射性物質の放出状況の推定を行う。

第7 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

県は、国（原子力規制委員会、環境省）及び指定公共機関と連携の上、緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一カ月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。

第8 緊急時モニタリング要員及び資機材の確保

県は、事故の状況によりモニタリング要員や資機材の確保が困難な場合は、国、市町村、関係機

関等に対して、モニタリング要員の派遣や資機材の提供等を要請し、市町村、関係機関においては、モニタリング要員の派遣等の協力を行うものとする。

※緊急時モニタリングの実施手法等の詳細については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討

第5節 避難等の防護活動

第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念

1 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、プルーム通過時の内部被ばくや外部被ばくを低減する場合や、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設等においては、入院患者や入居者等が避難することにより、健康状態を悪化させるリスクがあるなど、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(1) PAZにおける措置（第1章 第6節 第1 1「予防的防護措置を準備する区域」参照、本県該当なし）

PAZにおいては、発電所において、全面緊急事態に至った時点で、原則として即時避難が実施される。ただし、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合は屋内退避が実施される。

(2) UPZにおける措置（第1章 第6節 第1 1「緊急時防護措置を準備する区域」参照）

UPZにおいては、国等から避難の指示等が出されるまでの間、放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する必要があることから、原則として、屋内退避を実施する。その後、発電所の状況、緊急時モニタリングの結果に応じて、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施する。

(3) UPZ外における措置

UPZ外においては、発電所の状況悪化等、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

(4) 屋内退避における留意点

屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うこととなる。特に、住民等が避難すべき区域において、やむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供する。

2 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じて除染を行う。

(1) P A Zにおける措置

P A Zにおいては、発電所において、全面緊急事態に至った時点で、原則として、すべての住民の即時避難が実施される。

(2) U P Zにおける措置

U P Zにおいては、発電所の状況に応じて、段階的な避難を行うことも必要であり、緊急時モニタリングを実施し、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し、避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを実施し、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し、一時移転を実施する。

(3) U P Z外における措置

U P Z外においては、放射性物質の放出後、O I L 2を超える地域が特定された場合には、避難や一時移転を実施する。

避難・一時移転の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	5 0 0 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	2 0 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

1 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等

県は、特定事象（原災法第10条事象）の通報があった場合は、国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、国に報告する。

国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会が把握した緊急時モニタリング結果等を踏まえて、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して屋内退避、避難又は一時移転の判断を行う。

県は、国からの避難指示を受けて、氷見市及びその他の市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。また、住民避難の支援が必要な場合には氷見市及びその他の市町村と連携し国に要請する。さらに、知事は、国から指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

なお、国の原子力災害対策本部は、避難及び一時移転の実施にあたっては、その指示を、県、市町村を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝える方策を準備する。このため、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画を立案する。

2 避難に資する情報の提供

県は、住民等の避難誘導に当たっては、氷見市及びその他の市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

3 避難状況の確認等

氷見市及びその他の市町村は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、県を通じて、国の原子力災害現地対策本部等に対して情報提供する。

4 市町村を越えて避難する場合の受入先の市町村との協議

県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示す。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

第3 避難場所

避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等はもとより、自力避難が困難な災害時要援護者等に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮する必要がある。また、避難場所の再移転が必要となる場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要となる。

1 避難及びスクリーニング等の場所の周知徹底等

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、必要に応じて、緊急時に開設する避難場所及びスクリーニング等の場所の住民等に対する周知徹底について支援する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援する。さらに、高齢者等の災害時要援護者等に配慮して、福祉避難所のほか、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保を支援する。

2 避難場所等の適切な運営管理に対する支援等

氷見市及びその他の市町村は、避難場所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。

この際、県は、各避難場所の適切な運営管理を支援する。

3 避難者等の情報の把握及び国への報告

県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、障害福祉サービス者等は、災害時要援護者の居場所や安否情報に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。

4 避難所における生活環境の良好な維持

氷見市及びその他の市町村は、県と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

避難所の運営に当たっては、市町村は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の確保に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

なお、県は、氷見市及びその他の市町村が避難所において実施する仮設トイレの早期設置や、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について支援する。

5 避難者への心身のケア

県、氷見市及びその他の市町村は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者が常に良好

な衛生状態を保つよう努める。

避難所の運営に当たっては、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、市町村は、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障害者、子ども等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、避難者の生活習慣病（口腔ケア含む）の予防、心のケア等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

6 避難所等の運営における女性の参画の推進

県、氷見市及びその他の市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

避難所の運営に当たっては、市町村は、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

7 旅館やホテル等の活用

県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

8 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

県、氷見市及びその他の市町村は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

9 応急仮設住宅等の提供等

県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難場所の早期解消に努める。

10 応急仮設住宅等の建設等

県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。

応急仮設住宅の建設及び管理については、状況に応じ、市町村に委任することができる。

第4 避難手段

県、氷見市及びその他の市町村は、自家用車を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段を指示する。

なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞く。

第5 広域一時滞在

1 広域一時滞在に係る要請

(1) 市町村

被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を要請する。

(2) 県

県は、市町村から協議要請があった場合は、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行う。

(3) 国

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。県は、市町村から求めがあった場合は、同様の助言を行う。

2 広域一時避難の実施

国の原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成する。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した県にも計画の内容を示す。

県は、必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請する。

また、県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

3 石川県からの広域一時避難

県は、石川県から県内市町村への広域一時避難の要請があった場合は、石川県と県内市町村との調整を行う。

第6 避難の際の住民に対するスクリーニング及び除染の実施

スクリーニングによる汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには、不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。

県は、避難及び一時移転の対象となった住民等に対し、その移動先において、汚染拡大防止のために、汚染スクリーニングを行い、基準値を超えた場合には除染を行う。

1 体表面汚染スクリーニング

県は、国、氷見市及びその他の市町村及び関係機関と連携して、主として避難者を対象として、体表面汚染スクリーニングを実施する。

避難所等で実施される体表面汚染スクリーニングにおいて、O I L 4を超える場合は、その場での実効性を勘案し、簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）を行う。その際、吸入被ばくが懸念される場合には鼻腔の汚染を確認するため鼻スメアを行う。ただし、その場で除染ができない場合には帰宅後など除染ができる場所で速やかに除染を行うよう指導する。

2 甲状腺スクリーニング

県は、体表面汚染スクリーニングの結果や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による被ばくが懸念される場合に、甲状腺スクリーニングを行う。ただし、甲状腺スクリーニング計測では正確な甲状腺被ばく線量を推定することができないことに留意する。

3 物品のスクリーニング

県は、物品を取扱う者の外部被ばくや内部被ばくの抑制及び汚染拡大防止を目的として、物品のスクリーニングを実施する。また、物品のスクリーニングにおいてもO I L 4を基準として用い、汚染がある場合は、簡易除染を行う。

除染の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm※2 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β線：13,000cpm※3 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※3 ※2と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

第7 安定ヨウ素剤の予防服用

1 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤の予防服用については、原子力規制委員会が、発電所の状態や緊急時モニタリング結果等の情報を集約した上で、安定ヨウ素剤の投与指示の一義的な判断を行い、国の原子力災害対策本部を通じて、県に連絡することとなっている。

県は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、周辺住民等の放射線防護のため、氷見市やその他の市町村に対して、住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示する。

なお、国の原子力災害対策本部に対して安定ヨウ素剤服用の指示を求める時間の余裕がない場合は、医師の意見を聞いたうえで安定ヨウ素剤の服用を指示する。

氷見市及びその他の市町村は、県から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。特にUPZの住民に対しては、避難や屋内退避の指示がなされた段階で適切な服用ができるようにする。

なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な服用をできるようにする。

2 安定ヨウ素剤服用の留意事項

県、氷見市及びその他の市町村は、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。

- ・安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果がないこと。
- ・安定ヨウ素剤の予防服用は、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護対策とともに講ずる必要があり、安定ヨウ素剤の効果のみに過度に期待しないこと。また、不注意による経口摂取の防止対策も講じる必要があること。
- ・緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認められる可能性があること。
- ・年齢に応じた服用量に留意する必要があること。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要があること。

※安定ヨウ素剤の予防服用の具体的な手順等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討

第8 災害時要援護者等への配慮

1 災害時要援護者等への配慮

県、氷見市及びその他の市町村は、国及び関係機関と協力し、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、屋内退避、避難など、適時適切な防護措置を講ずる必要がある。

(1) 災害時要援護者の安全確保

ア 氷見市及びその他の市町村は、あらかじめ作成した災害時要援護者及びその家族が災害発生時にとるべき行動等に関する災害対策マニュアル及び個別の避難支援計画に留意し、災害時要援護者の支援及び救護を行う。

イ 氷見市及びその他の市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された災害時要援護者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ 氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。

(2) 災害時要援護者の生活支援

ア 福祉避難所の設置

氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、介護保険福祉施設などを福祉避難所として指定する。

イ 社会福祉施設への緊急入所

被災市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障害者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

氷見市及びその他の市町村は、避難所において、被災した災害時要援護者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。

エ 災害時要援護者の実態調査とサービスの提供

氷見市及びその他の市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した災害時要援護者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、他都道府県及び国に対し、受入協力を要請する。

3 社会福祉施設等

社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ

施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、他都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請するなど避難先の調整のため必要な支援を行う。

第9 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ学校等が定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者に引き渡した場合は、県又は氷見市に対し速やかにその旨連絡する。

第10 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、観光施設等不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者等を避難させる。

第11 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

氷見市は、避難を勧告又は指示した区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域の立入を制限するなど、勧告又は指示の実効をあげるために必要な措置をとる。

県警察は、氷見市が設定した警戒区域、もしくは避難を勧告又は指示した区域から、円滑に住民等の移動が行われるよう必要な交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両等の進入を制限する。

第12 飲食物、生活必需品等の供給

1 飲食物、生活必需品等の供給・分配及び調達に関する留意事項

県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

2 物資の調達要請

氷見市及びその他の市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県や国(物資関係省庁)、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

3 調達等された物資の供給

県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の

被災者に対する供給を行う。

なお、氷見市及びその他の市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、市町村に対する物資を確保し輸送する。

また、災害応急対策のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく上記の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

第6節 治安の確保及び火災の予防

県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について県警察、消防本部及び伏木海上保安部と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。また、飲食物の摂取制限を講じる際は、必要に応じて摂取制限が措置されている区域の外から代替となる飲食物を提供することも重要である。

第1 地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限

緊急事態区分における全面緊急事態においては、経口摂取による内部被ばくの低減を測るため、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、迅速な摂取制限を行うこととされている。

具体的な飲食物の摂取制限の措置は、空間放射線量率に基づき次のとおり講じることとされている。

1 一時移転をする地域における摂取制限

空間放射線量率がO I L 2の値を越える地域を特定し、一時移転の措置を講じるとともに、当該地域の地域生産物の摂取を制限する。また、飲食物の放射性核種濃度の測定結果が得られた段階では、O I L 6に基づき、飲食物の摂取制限を判断する。

2 飲食物にかかるスクリーニング基準を超える地域における摂取制限

空間放射線量率が飲食物に係るスクリーニング基準の値を超える地域を特定し、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始する。この濃度測定の結果、放射性核種濃度がO I L 6を超える飲食物が確認された場合に、当該飲食物について摂取制限を行う。

摂取制限の実施に当たっては、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、国の原子力災害対策本部を通じて、県、関係する市町村に知らせ、連絡を受けた県及び市町村は住民に周知する。

県は、O I L 6の値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び指導・助言に基づき、地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限等及びこれらの解除について、氷見市及び関係市町村に対し、要請及び指導・助言を行う。

飲食物の出荷制限、摂取制限等の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※4	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄付も含めた値とする。

※4 根菜、芋類を除く野菜類が対象

第8節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- (2) 負傷者、避難者等
- (3) 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、氷見市及び関係市町村の対策本部長等）、災害応急対策要員(国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員)及び必要とされる資機材
- (4) コンクリート屋内退避所、避難場所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (5) 食料、飲料水等生命維持に必要な物資
- (6) その他緊急に輸送を必要とするもの

2 緊急輸送の順位

県は、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整する。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予想のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

3 緊急輸送体制の確立

(1) 緊急輸送活動の実施

県は、氷見市、その他の市町村及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

(2) 輸送手段の確保

県、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するに当たり、人員及び物資等の輸送に必要な車両、船舶、航空機を調達し、輸送力の確保に努める。輸送活動を行うに当たっては、人命の安全、被害の防止、災害応急活動の円滑な実施に配慮する。

また、輸送手段は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうちもっとも適切な方法により行う。

ア 陸上輸送

- (ア) 乗用車、貨物自動車及びバス（以下「車両」という。）による輸送
道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速確実に輸送を行う。

第3章 原子力災害応急対策

- a 県、氷見市、関係市町村及び防災関係機関は、自ら保有する車両を第一次的に使用する。
- b 不足を生ずる場合は、公共機関が保有する車両、民間の車両、自家用の車両を借り上げる。
- c 必要に応じ、応援協力を締結している他県市や陸上自衛隊に支援を要請する。

(イ) 鉄道、軌道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

イ 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合は又は海上による船舶輸送のほうが効率的な場合においては、船舶により必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

(ア) 県、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関は、自ら保有する船舶を第一次的に使用する。

(イ) 不足を生ずる場合は、民間船舶（漁船を含む。）へ協力を要請する。

(ウ) 必要に応じ、応援協定を締結している他県市や海上自衛隊、海上保安部に支援を要請する。

ウ ヘリコプターによる輸送

地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要な人員物資の輸送を行うものとする。

(ア) 県及び防災関係機関は、自ら所有するヘリコプターを第一次的に使用する。

(イ) 必要に応じ、応援協定を締結している他県市及び自衛隊へ支援を要請する。

(ウ) 不足を生じる場合は、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

(3) 合同対策協議会での要請

県及び氷見市は、上記(2)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

第2 緊急輸送のための交通確保

1 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。交通規制の実施に当たっては、緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずる。

特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、必要な配慮をするよう努める。

2 交通規制等による交通の確保

県警察は、現地の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通

規制を行う。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

県警察は、交通規制にあたって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と密接な連絡をとる。

第9節 救助・救急及び消火活動

第1 救助・救急、消火活動のための資機材の確保

県は、氷見市及びその他の市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、他の都道府県、北陸電力、その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

第2 応援の要請

県は、氷見市及びその他の市町村から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内各市町村、北陸電力等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

第3 緊急消防援助隊への応援要請

県は、氷見市及びその他の市町村から他都道府県への応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村に連絡する。

なお、要請時には以下の事項に留意する。

- (1) 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 氷見市及び関係市町村への進入経路及び集結(待機)場所

第10節 緊急時医療活動

第1 原子力災害時の医療体制

1 緊急被ばく医療体制

県は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合は、緊急被ばく医療体制をとる。

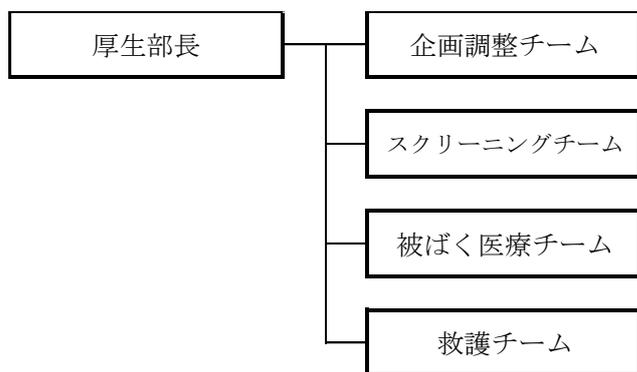
2 合同対策協議会への職員の派遣

県は、合同対策協議会医療班に職員を派遣し、連携をとる。

3 緊急被ばく医療体制の構成及び業務

(1) 緊急被ばく医療体制の構成

緊急被ばく医療体制の構成は、次のとおりとする。



(2) 緊急被ばく医療体制における各チームの業務内容

緊急被ばく医療体制における各チームの業務内容は、次のとおりとする。

構成	構成メンバー	業務内容
企画調整チーム	県及び関係医療機関等の職員によって構成する。	1 合同対策協議会医療班との連絡・調整 2 緊急時医療措置実施に関する情報収集 3 緊急時医療措置実施計画の策定 4 緊急時医療措置に関する関係機関との連絡・調整
スクリーニングチーム	県、関係市町村、関係医療機関等の職員により構成する。 チーム数は、災害の状況による。	避難場所等において、住民等に対する診断、除染及び医療措置の実施
被ばく医療チーム	被ばく医療機関の職員により構成する。	被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施
救護チーム	派遣される日赤及び富山県医師会 JMAT 等によって構成する。 チーム数は、災害の状況による。	避難場所や医療機関所在地等において、一般傷病者に対する医療措置の実施

(注)

- 1 企画調整チームのリーダーは、医療活動状況を随時、厚生部長に報告する。
- 2 企画調整チーム以外のチームのリーダーは、それぞれのグループの医療活動を総括するとともに、企画調整チームにその活動状況を随時報告する

第2 専門機関・原子力災害現地対策本部等との連携

県は、必要に応じて独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構及び国立大学付属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、氷見市、その他の市町村、指定地方公共機関、北陸電力等と連携して、災害対応のフェーズに応じた住民等の汚染検査、除染等を行う。

また、県は、原子力災害現地対策本部の医療総括責任者（※）の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の消防機関による搬送、医療機関による受入れを支援する。

※ 医療総括責任者

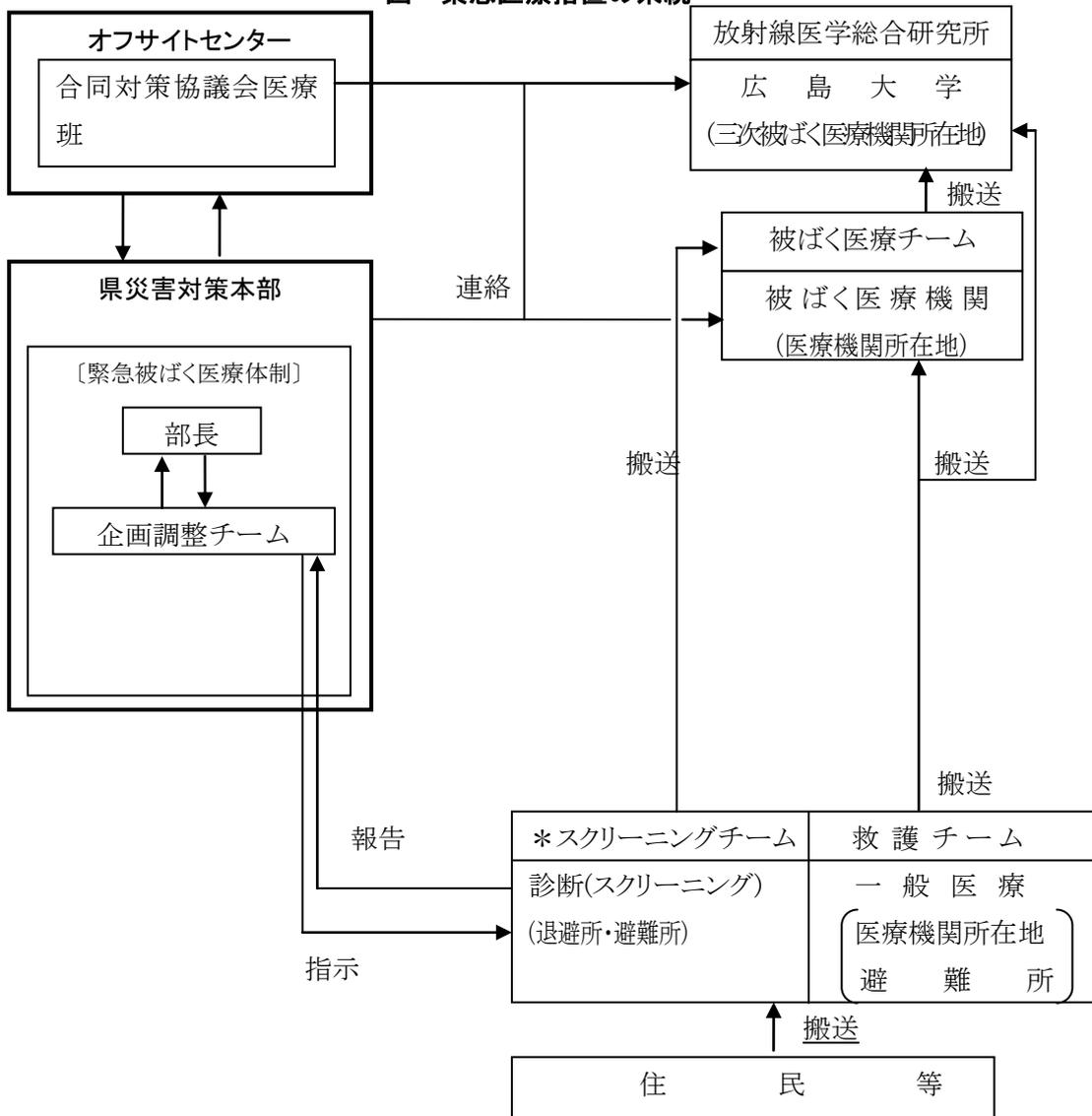
原子力災害対策指針においては、国、地方公共団体、医療機関等との間の情報交換、連携を円滑に実施するための調整を行う原子力災害現地対策本部医療班の者とされている。

医療総括責任者は、災害時には、被ばく医療関係者の支援を受けつつ、多数の傷病者の搬送先の指示等の対応に当たる責務を担う。

第3 放射線障害専門病院等への搬送

県は、自ら必要と認める場合は又は氷見市及びその他の市町村から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などを要請する。

図 緊急医療措置の系統



※緊急被ばく医療体制については、今後、国において救急・災害医療機関との連携を含めて名称や役割を整理し、緊急被ばく医療のあり方を示す予定であり、県はこれを踏まえて被ばく医療体制を検討・構築する

第11節 住民等への的確な情報伝達活動

第1 住民等への情報伝達活動

1 住民等への広報

県、氷見市及びその他の市町村は、放射性物質及び放射線による影響は五感には感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

2 実施方法等

県、氷見市及びその他の市町村は、住民等への情報提供にあたっては国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備し、多様なメディア等の利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、下記の項目について、繰り返し伝達する。

- ・異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容

- ・空間放射線率の計測値等の周辺環境情報及び今後の予測

- ・各区域あるいは集落別の住民の取るべき行動の指示

- * 県の広報体制・・・図 住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図

- * 県が行う広報事項

3 情報提供にあたっての配慮

県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、発電所の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネットワークによる等による放射性物質の拡散予測、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、心のケア（メンタルヘルス）並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を確認できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

4 広報内容の確認

県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、氷見市、その他の市町村、指定行政機関、公共機関及び北陸電力と相互に連絡をとりあい、情報共有に努める。

5 多様な情報手段の活用

県は、情報伝達に当たっては、防災行政無線、広報車等による広報のほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を

随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報提供に努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

6 避難状況（避難場所及び連絡先）の把握

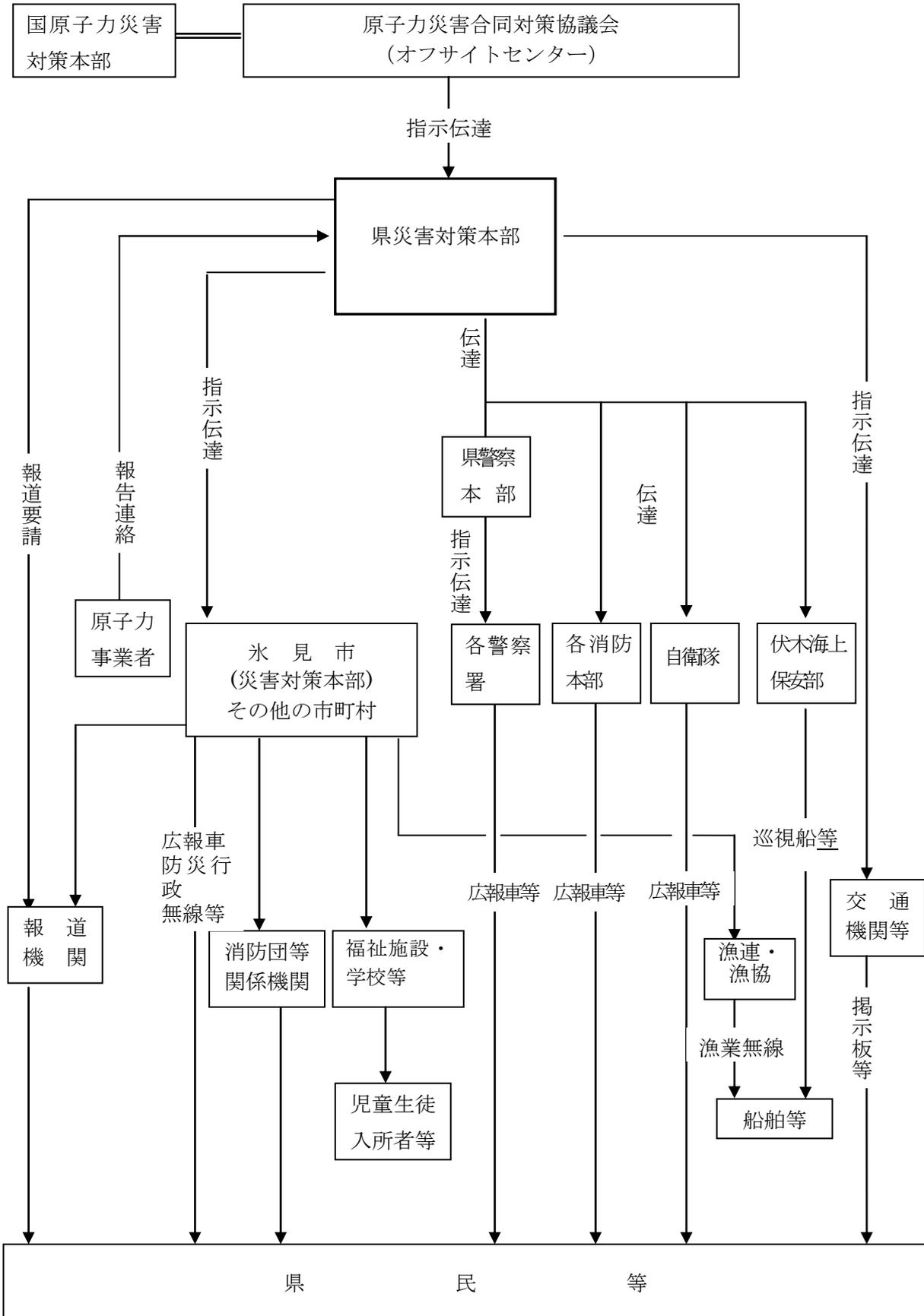
県は、避難状況の確実な把握に向けて、氷見市が指定した避難所以外に避難した場合等には、氷見市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力する。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

県、氷見市及びその他の市町村は、国及び関係機関等と連携し、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報を収集・整理・発信を行う。

※安全対策の透明性を確保し、住民の信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討

図 住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図



第12節 自発的支援の受け入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ等

県、国、氷見市、その他の市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1 義援金、救援物資の受入れ

(1) 受付

県、氷見市、その他の市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、それぞれ送付された義援金、救援物資の受付先を定めておくものとする。なお、救援物資については、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通して公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。

(2) 保管

県、氷見市、その他の市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、それぞれ義援金の保管方法や救援物資の集積地を定めておくものとする。

(3) 配分

県は、義援金について、県、氷見市、その他の市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体で構成する委員会を設置するものとし、災害規模に応じ、この委員会において義援金の配分について定めるものとする。また、救援物資については、被災市町村と連携を図り、希望する物資を輸送するものとする。

2 救援物資の提供

県民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

第13節 行政機関の業務継続に係る措置

- 1 県及び氷見市は、各々が所有する庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、その場合においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。
- 2 県及び氷見市は、あらかじめ定めた業務継続計画（BCP）に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。なお、県は、氷見市が退避先で事業を継続して実施する場合、必要な業務を継続するための支援を行う。